

青木 博子	公明	代表	三
-------	----	----	---

(質問の事項及び要旨)

一 「未来のために今、できること」 北区ゼロカーボンシティ宣言の具体的な取り組みについて

(一) 北区街路灯・私道防犯灯のLED化促進

ア 北区街路灯の早期改修について

イ 私道防犯灯の新たな助成制度について

【要旨】

水銀灯・蛍光灯は、2019年3月末で生産を中止しており、水銀灯・蛍光灯を使用している北区街路灯、私道防犯灯はLED照明に変更していくべきである。

北区の街路灯は、平成21年からLED化を進めているが、進捗率は57%で、現在の年600〜700基程度の改修ペースでは、8年かかります。

埼玉県朝霞市は、LED化するのにESCO事業を採用した。残り約5500基をLED化することで消費電力量とCO2の削減量は大幅に削減できる。

ア 効果的な事業手法を検討し北区街路灯の早期改修を求めますが、北区の見解を伺う。

イ 私道防犯灯の新たな助成制度を設けLED化の後押しをすべきだが見解を伺う。

青木 博子

公明

代表

三

一(一)アイ

はじめに、「未来のために今、できること」

北区ゼロカーボンシティ宣言の

具体的な取り組みについての

ご質問に順次お答えいたします。

まず、北区街路灯・私道防犯灯の

LED(エル・イー・デー)化促進についてです。

北区では、地球温暖化対策、地球環境保全対策の

一環として省エネ・省資源及び

二酸化炭素の削減に取り組むため、

区道及び管理通路における街路灯の

LED(エル・イー・デー)化を

進めてまいりました。

ご指摘の通り、メーカーでの水銀灯、蛍光灯の

生産は終了しており、区としても早期に

LED(エル・イー・デー)照明への交換が必要であると

認識しております。

(後頁へ続く)

青木 博子

公明

代表

三

(前頁から続く)

来年度以降については、

既存の部材の再利用、

灯具の交換方法の見直し等(とう)により、

改修する本数を増やすとともに、

効果的な事業手法について検討を行い、

LED(エル・イー・ディー)化を促進してまいります。

また、町会・自治会が自主的に

私道防犯灯のLED(エル・イー・ディー)化を行う場合の

補助制度については、

他自治体の事例等を参考に、検討してまいります。

青木 博子	公明	代表	三
-------	----	----	---

(質問の事項及び要旨)

一 「未来のために今、できること」北区ゼロカーボンシテイ宣言の具体的な取り組みについて

(二) 新エネルギー・省エネルギー機器等導入助成拡大
ア 今年度の申請件数、予算額、新エネルギー機器設置による環境効果への評価について

イ 希望者すべての方に助成できるよう、予算拡大を
ウ 分譲など事業者が開発する区内新築住宅への助成
について

【要旨】

区内に居住する区民・マンション管理組合・中小企業を対象に新エネルギー・省エネルギー機器等導入助成を行っている。

対象機器は、太陽光発電システム・高効率給湯器・

エネファーム・住宅用蓄電システム・

EMS（ヘムス）・高反射率塗料・窓の断熱改修。

今年度の事業は、十月十九日の時点で予算が無くなり終了したとのこと。

今年度の申請件数、予算額、新エネルギー機器設置による環境効果をどのように評価しているか。

今後、希望者すべての方に助成できるよう、予算拡大が必要かどうかだろうか。

また、分譲など事業者が開発する区内新築住宅に対して助成することはできないか。

青木 博子

公明

代表

三

一 (二) アイウ

次に、新エネルギー・省エネルギー機器導入助成拡大についてお答えします。

はじめに、今年度の申請件数・予算額・新エネルギー機器設置による環境効果への評価についてです。

今年度の申請件数については約二百七十件、予算額は約二千七百万円となっております。

近年の傾向として、

個人住宅においては窓の断熱や屋根の高反射率塗料、中小企業や集合住宅においては、

LED (エルイーディー) 照明の申請が増加している状況です。

なお、本助成事業により導入した機器の環境効果について、個別に数値化することは難しいですが、

(後頁へ続く)

青木 博子

公明

代表

三

(前頁から続く)

区内の再生可能エネルギーの導入容量の
令和元年度実績が、

平成二十六年度比で約二十パーセント増加したこと、
また、区内のエネルギー消費量が

近年減少傾向にあることなどから、

区内の二酸化炭素排出量の削減に対して

一定の効果はあったものと認識しております。

次に、本助成事業の予算の拡大についてです。

新エネルギー・省エネルギー機器の普及については、

区の助成制度だけではなく、

国や東京都が実施している

住宅の新築及び改修に対する補助制度や、

中小企業への省エネ診断にかんする情報を

積極的に周知するとともに、

区民及び事業者のニーズや、

環境技術にあわせた市場の動向などを注視しながら、

(後頁へ続く)

青木 博子

公明

代表

三

(前頁から続く)

より一層効果的・効率的な支援メニューを
検討してまいります。

なお、新築の分譲住宅、あるいは建売住宅の
開発・供給を行う事業者に対する助成については、
国や東京都の補助制度などがあることから、
区としては引き続き、既存住宅や注文住宅における
機器の導入促進を図っていきたいと考えておりますが、
他自治体の取組み事例なども踏まえながら
環境基本計画の改定とあわせて
研究してまいります。

青木 博子	公明	代表	三
-------	----	----	---

(質問の事項及び要旨)

- 一 「未来のために今、できること」北区ゼロカーボンシティ宣言の具体的な取り組みについて
- (三) 中小企業版「再エネ100宣言 RE Act i o n」の支援
- ア 北区役所の「再エネ100宣言 RE Act i o n」への参加について

【要旨】

二〇五〇年までに自らの事業用電力を100%再生可能エネルギーで賄うことを目指す国際的枠組みである「RE100」に対し、日本独自の取り組みである「再エネ100宣言 RE Act i o n」は、「RE100」の対象外である「年間の電力消費量50ギガワット未満」の中小企業、自治体が参加できる仕組みである。区はエコアクション21の認証を得るなど、環境経営に取り組んでいるが、これに参加してはどうか。

青木 博子	公明	代表	三
-------	----	----	---

一 (三) ア

次に、中小企業版「再エネ100(ひゃく)宣言

REACTION(アール・イー・アクション)の

支援についてお答えします。

はじめに、北区役所の「再エネ100(ひゃく)宣言

REACTION(アール・イー・アクション)への

参加についてです。

ご提案の枠組みに参加し、

使用電力を百パーセント再生可能エネルギーに

転換する意思と行動を表明することは、

地球温暖化防止に向けた

積極的な姿勢を広く周知できるとともに、

再生可能エネルギーの普及拡大に貢献する

有効な手段であると考えます。

一方、区では、今年度第二回北区議会定例会にて

「北区ゼロカーボンシティ宣言」を行い、

二十五十年までの二酸化炭素排出量実質ゼロを

目指すことを表明しました。

(後頁へ続く)

青木 博子

公明

代表

三

(前頁から続く)

現在、区民の皆さまや事業者の方々の理解と参画を得ながら、

「北区環境基本計画」の改定に取り組んでおり、
その中で、区有施設における
再生可能エネルギーの導入など、
環境経営に向けた様々な取組みを
検討しているところです。

今後、脱炭素社会の実現に向けて、
区内最大の事業所として、
自ら率先して環境配慮の取組みを行い、
「REACTION(アール・イー・アクション)」への
参加を含め、
より一層効果的・効率的な施策を
検討してまいります。

青木 博子	公明	代表	三
-------	----	----	---

(質問の事項及び要旨)

一 「未来のために今、できること」北区ゼロカーボン
シティ宣言の具体的な取り組みについて

(三) 中小企業版「再エネ100宣言 RE Actio
n」の支援

イ 区内中小企業に「REACTION」への参
加を促す支援体制について

青木 博子

公明

代表

三

一 (三) イ

次に、区内中小企業に

「RE Action (アール・イー・アクション)」への

参加を促す支援体制についてです。

脱炭素社会の実現には、

区内事業者との連携・協力体制の強化を

より一層図ることが重要と考えています。

「RE Action (アール・イー・アクション)」への

参加を含めた、環境経営にかんする相談への対応、

及び、事業者への情報発信などについて、

検討してまいります。

青木 博子

公明

代表

三

(質問の事項及び要旨)

一 「未来のために今、できること」北区ゼロカーボンシティ宣言の具体的な取り組みについて

(四) ライフスタイルの転換へインセンティブを図るグリーンポイント

ア 区におけるポイント制度の活用について

【要旨】

区内の二酸化炭素排出の約四割は家庭部門であり、脱炭素社会への移行には、区民一人ひとりの環境負荷の低減に向けた意識改革、ライフスタイルの転換を促す仕組みづくりが必要である。

静岡県の「クルポ」というポイント制度では、外食で食べ残しをしない、荷物を再配達させない、省エネ家電を購入といった行動でポイントが付与され、脱炭素につながる日常の行動に対する気づきとなっている。

区でも来年度から開始されるプラスチックごみの分別などにポイント制度を活用するなど区民が楽しくエコ活動ができるようグリーンポイント制度を設けてはどうか

青木 博子

公明

代表

三

一 (四) ア

次に、ライフスタイルの転換へインセンティブを図る、

グリーンポイントについてお答えします。

はじめに、区におけるポイント制度の活用についてです。

脱炭素に向けた生活行動や経済活動が日常的な習慣として定着するよう、

区民の行動変容を促進することは

大変重要と考えています。

そのためには、衣食住・移動・買い物など、

あらゆる場面における環境配慮行動が

脱炭素につながるだけでなく、

健康や節約、子どもへの教育など

暮らしにおけるメリットにつながることを

分かりやすく伝えていく必要があります。

(後頁へ続く)

青木 博子

公明

代表

三

(前頁から続く)

国及び東京都が実施するポイント制度や、
他自治体における事例を踏まえながら、
区民が、脱炭素に対する共感・関心を広げ、
自らの行動につなげることができるよう、
効果的な取組みについて検討してまいります。

青木 博子

公明

代表

三

(質問の事項及び要旨)

一 「未来のために今、できること」

北区ゼロカーボンシティ宣言の

具体的な取り組みについて

(四) ライフスタイルの転換へインセンティブを

図るグリーンポイント

イ 環境を守る教育、ライフスタイルの

転換へつながる教育の推進

【要旨】

カーボンニュートラルの推進・ライフスタイルの転換には、小中学校での環境教育・体験学習が大きな力になる。

プラスチックのリサイクルも児童の学びを通し、ごみの資源化説明会に参加できない家庭の保護者への周知・啓発を行っていただきたい。

次代を担う子どもたちに、身近な生活の中から環境を考へ行動できる教育。ライフスタイルの転換へつながる教育を進めていただきたいがいかか。

青木 博子

公明

代表

三

一 (四) イ

次に、次代を担う子どもたちの環境を守る教育、ライフスタイルの転換へつながる教育の推進についてお答えします。

小学校では、

第四学年の社会科において、

自宅や学校のごみ調べ、

清掃工場や埋め立て処分場の見学、

ごみの分別や

リサイクルの仕組みを調べる学習などを通して、

「ごみの処理と利用」について学習しています。

この学習の中で

プラスチックのリサイクルについて学んだ児童が、

家族と話し、家庭内でも実践することで、

保護者の認識の変化につながることも

期待できると考えます。

(後頁へ続く)

青木 博子

公明

代表

三

(前頁から続く)

また、北区教育ビジョン二〇二〇では

「SDGsの達成に向けた教育の充実」

を重点事業としており、

各学校では、

環境問題等の地球規模の課題に関する学習を

各教科・領域等の中で関連付けて取り組んでいます。

児童・生徒が、

様々な問題の知識・理解にとどまらず、

「自分の問題」として行動する力を育成し、

「持続可能な社会の創り手」となるよう、

引き続き、環境教育等に取り組んでまいります。

青木 博子

公明

代表

三

(質問の事項及び要旨)

一 「未来のために今、できること」北区ゼロカーボンシティ宣言の具体的な取り組みについて

(五) 地球温暖化対策推進本部の設置と条例制定

ア 地球温暖化対策推進本部の設置について

【要旨】

脱炭素の取り組みは、ポストコロナの経済成長にも関わることであり、まちづくりや産業振興、教育など、全庁的な取り組みを、実効性のあるものとして推進していくため、区長を先頭とした地球温暖化対策推進本部の設置を求める。

青木 博子

公明

代表

三

一 (五) ア

次に、地球温暖化対策推進本部の設置と
条例制定についてお答えします。

はじめに、地球温暖化

対策推進本部の設置についてです。

区では、区長を本部長とする

「北区環境管理推進本部」を設置し、

部長級以上を委員として、

環境経営にかかわる施策の立案や調整、

地球温暖化対策実行計画の

策定及び推進などを所管しております。

ご提案いただきました「地球温暖化

対策推進本部」の設置については、

現在の「環境管理推進本部」を

より充実させて運用し、

実効性のある施策づくりを推進してまいります。

青木 博子

公明

代表

三

(質問の事項及び要旨)

一 「未来のために今、できること」北区ゼロカーボンシテイ宣言の具体的な取り組みについて

(五) 地球温暖化対策推進本部の設置と条例制定

イ 脱炭素に関する条例の制定について

【要旨】

「宣言」は区の意志、方針、姿勢などを内外にアピールするためのものであり、「条例」は、具体的な制度を明記し、法的根拠を伴うものである。

「ゼロカーボンシテイ宣言」や「環境基本計画」に定め脱炭素へのロードマップをさらに実効性のあるものにするため、条例の制定を行うべきと考えるがいかがか。

青木 博子

公明

代表

三

一 (五) イ

次に、脱炭素にかんする条例の制定についてです。

区は、平成十八年に

「北区環境基本条例」を制定し、

地球温暖化の防止を含めた、

環境の保全に対する基本理念や、

区、及び区民・事業者等の責務について

定めております。

脱炭素にかんする個別の条例制定についても、

具体的な施策の検討と同様に、

環境基本計画改定の中で、

他自治体の制定状況などを調査し、

必要性について検討してまいります。

青木 博子

公明

代表

三

(質問の事項及び要旨)

二 ウイズコロナの中小企業支援と第六波への
備え万全に

(一) ウイズコロナの中小企業支援について

ア 中小企業に対する融資や相談体制について

【要旨】

デジタル化、脱炭素化などの分野に積極的に取り組む
企業を力強く後押し、経営継続できるような柔軟な融資
体制と丁寧な相談窓口の拡充を求める。

特に、長年要望しているマル経融資の利息補給制度の
創設をし、収益源に苦しむ事業者をしっかりと支える手立
での構築を求める。

青木 博子

公明

代表

三

二(一)ア

次に、ウイズコロナの中小企業支援と第六波への備え万全に について順次お答えします。

はじめに、ウイズコロナの中小企業支援についてお答えします。

まず、中小企業に対する融資についてです。

現在北区では、事業運営に必要な資金を

低利で活用できるよう、令和二年三月に創設した新型コロナウイルス感染症対策緊急資金をはじめ複数の融資メニューを設定し、取扱い金融機関にあっせんをしています。

今後も、事業者の皆さまの事業継続や発展に向け、柔軟な融資制度の構築や運用に努めてまいります。

一方、マル経融資制度は、商工会議所の推薦にもとづき

無担保・保証人不要で融資される国の融資制度で、現在は、新型コロナウイルス感染症の影響も踏まえた

(前頁から続く)

青木 博子

公明

代表

三

(後頁へ続く)

特別措置も設けられるなど、使いやすい融資制度の一つと認識をしているところです。

当該融資の利子補給制度の創設につきましては、コロナ禍における中小企業支援の観点からも有意義な制度の一つと捉えており、今後、新型コロナウイルス感染症対策緊急資金等の利用状況をふまえつつ、関係機関と調整も図りながら、検討してまいります。

次に、相談体制についてです。

北区では、経営相談、融資相談、技術相談など幅広い相談をワンストップで受けられるよう

窓口を設置しており、

加えて本年十月からは、行政書士会の協力により、国や東京都、北区の新型コロナウイルス感染症支援制度を一括してご案内する電話相談窓口も開設しています。

(前頁から続く)

青木 博子

公明

代表

三

(後頁へ続く)

今後も区内中小企業の動向を注視しながら
関係機関と連携を図り、事業者に寄り添った
丁寧な相談・事業者支援に努めてまいります。

青木 博子

公明

代表

三

(質問の事項及び要旨)

二 ウイズコロナの中小企業支援と第六波への備え万全に

- (一) ウイズコロナの中小企業支援について
- イ 商店街や飲食店に対する支援について

【要旨】

商店街や飲食店に対しては、新型コロナウイルス感染防止と商業活動の後押しとして、今後も換気装置の設置、従業員のスクリーニング検査など感染対策に係る費用助成・プレミアム付き商品券の発行・キャッシュレス決済を求めらる。東京都が推進している「TOKYOワクション」について飲食店への周知と活用について区の見解を求めらる。

青木 博子

公明

代表

三

二(一)イ

次に、商店街や飲食店に対する支援についてお答えします。

北区では、昨年度から

「新型コロナウイルス対策設備投資等支援事業」

を開始し、感染防止に直接効果をもたらす

店舗等の改修や、換気扇設置などの

設備購入費用等の一部について補助を行っており、

今年度もすでに三百件を超える申込みがあります。

引き続き、区内事業者の感染防止対策と

事業活動の継続を支援するため、

補助事業を実施していく考えです。

また、従業員のスクリーニング検査については、

東京都が、繁華街や大学、企業等を対象に実施している

「東京都新型コロナウイルス感染症モニタリング検査」

の活用について、

必要とする事業者に対し、周知を図ってまいります。

(後頁へ続く)

(前頁から続く)

プレミアム付き商品券の発行や

キャッシュレス決済の促進につきましては、

東京都の新たな補助事業であります

「東京都生活応援事業」を活用し、

高齢者及び子育て世帯向けの商品券を、

通常よりもプレミアム率や規模を拡大して

発行するとともに、

第二弾のキャッシュレスポイント還元事業を

実施してまいります。

さらに、今年度より事業者が

キャッシュレス決済を導入するための端末等を

購入した場合の補助事業も開始しているところであり、

これらの取組みにより、引き続き、

ウイズコロナ社会における

キャッシュレス決済の促進と区内の消費喚起を

図ってまいります。

(後頁へ続く)

青木 博子

公明

代表

三

(前頁から続く)

なお、東京都が実施する

「T O K Y O (トーキョー) ワクシヨン」につきましては、

区内商店街等における活用を推進するため、

「T O K Y O (トーキョー) ワクシヨン推進商店街」の

募集について、北区商店街連合会等を通じて、

区内商店街への協力依頼を行っています。

区内商店街で安心して飲食や買い物を楽しめる

環境づくりを促進するため、

今後とも周知に努めてまいります。

青木 博子

公明

代表

三

(質問の事項及び要旨)

二 ウイズコロナの中小企業支援と第6派への備えを万全に

(二) マイナンバーカードの申請機会の拡大について

【要旨】

今後、様々な国からの支援を迅速に受給する上でも、マイナンバーカードの登録・普及が必要になってくる。

板橋区では、商店街や大型店舗などに協力を得て、土日を中心にマイナンバーカードの出張申請受付会場を設置している。ウイズコロナの新たな支援策を迅速に実施するためにも、マイナンバーカードの交付率を上げていくことが重要であり、板橋区のように利便性の良い身近な場所での出張受付等、申請機会の拡大について問う。

青木 博子

公明

代表

三

二(二)

次に、マイナンバーカードの申請機会の拡大についてです。

マイナンバーカードの交付申請については、オンライン申請や、郵送による申請など、手軽な方法で申請できる仕組みとなっており、地方公共団体情報システム機構や、北区のホームページにおいても、わかりやすい案内に努めているところですが、

区といたしましては、

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、現在、休止している出張による申請補助サービスの再開とともに、国の経済対策における新たなマイナンバーカードの活用が進む中で、他区の実施状況などを参考にしながら、交付率向上のための取組について検討してまいります。

青木 博子

公明

代表

三

(質問の事項及び要旨)

二 第六波への備えを万全に

(三) 北区の第六波への備えについて

ア 三回目のワクチン接種における、区内医療従事者と高齢者への接種体制について

オ 五歳から十一歳までの子どもへのワクチン接種を厚労省が承認した場合、保護者に対し正しい情報の提供と小児科医との連携について

【要旨】

ワクチン接種については、七割を超える区民が二回目の接種を終え、十一月末までに希望者全員への接種完了へ向け、ラストスパートの段階と言える。今こそ、区民の命と生活を守るため、第六波への備えを万全に期していかなくてはならない。

青木 博子

公明

代表

三

二(三) アオ

次に、北区の第六波への備えを万全に、
のご質問のうち、北区の第六波への備え
についてお答えいたします。

まず、三回目のワクチン接種における、
区内医療従事者と高齢者への接種体制についてです。

北区では三回目接種については、当初から、
ワクチン接種センター、基本型接種施設、
サテライト型接種施設の三種類の会場で
接種を進めてまいります。

まず、区内にお住いの医療従事者の方は、
本日から順次接種券を発送し、
十二月から接種を開始してまいります。

その後、高齢者の皆さまには、
一月に接種券を発送し、
二回目の接種から概ね八か月を経過した方から
順次接種を行ってまいります。

(後頁へ続く)

青木 博子

公明

代表

三

(前頁から続く)

接種予約につきましては、

既に予約システムを改良するとともに、
コールセンターの体制を拡充することとしており、
接種を希望される方々にご不便がないよう、
万全の体制を整えてまいります。

なお、三回目接種の時期が変更となった場合には、
体制を整え、対象となる区民の方々への接種を
適宜適切に進めてまいります。

次に、五歳から十一歳までの子どもへの
ワクチン接種を厚労省が承認した場合、
保護者に対し正しい情報の提供と
小児科医との連携についてです。

これまで、ワクチンについての情報につきましては、
北区ニュース、ホームページや
SNS（エス・エヌ・エス）を活用して
正確で迅速な周知に努めてまいりました。

(後頁へ続く)

青木 博子

公明

代表

三

(前頁から続く)

また、接種対象者が十二歳以上に拡充された際には、区立小中学校の児童・生徒の保護者に対して、学校一斉メールにより、更なる周知を図ってきたところです。

更に低年齢に接種対象者が拡張された場合には、これまで同様の方法で、引き続き、正確な情報提供に努めるとともに、加えて区内幼稚園・保育園を通じても効果的な周知に努めてまいります。

また、医師会と連携して、小児科医療機関における円滑な接種体制について調整してまいります。

青木 博子

公明

代表

三

(質問の事項及び要旨)

ニ ウイズコロナの中小企業支援と第六波への備え万全に

(三) 北区の第六波への備えについて

イ 感染者が拡大した場合の保健所の人員強化などの態勢づくりについて

青木 博子

公明

代表

三

二(三)イ

次に、感染者が拡大した場合の保健所の人員強化などの態勢づくりについてです。

区では、これまで新型コロナウイルス感染症の発生動向に応じて、

他部署の保健師や事務職などの応援により、人員強化などの態勢づくりを行ってまいりました。

特に本年七月から八月にかけて

感染者数が急増した第五波においては、

これまでにない全庁的な応援体制をとりました。

今後、第六波に備えて、引き続き、

関係部署間での情報共有を密にするとともに、

感染者数など感染拡大の状況に応じて、

迅速かつ柔軟に応援職員を確保してまいります。

青木 博子

公明

代表

三

(質問の事項及び要旨)

二 ウイズコロナの中小企業支援と第六波への備え
万全に

(三) 第六波への備え
ウ 感染者情報の迅速な共有

【要旨】

北区の第六波への備えについて六点伺う。
ハ―シス入力、他地域での感染者情報の迅速な共有
のあり方について

青木 博子

公明

代表

三

二(三)ウ

次に、感染者情報の迅速な共有についてです。
対策の実施にあたっては、

医療機関と保健所、あるいは自治体間での
緊密な連携が重要となりますが、

そのためには、

感染者情報の迅速な共有が必要です。

現在、

感染者情報の管理につきましては、

国が新型コロナウイルス感染症対策のために開発した

クラウドシステムである

新型コロナウイルス感染者等(とう)情報把握・

管理支援システム、略称HERISSY(ハーシス)

が活用されており、

現在すべての感染者について

ハーシスに入力しております。

(後頁へ続く)

青木 博子

公明

代表

三

(前頁から続く)

ハリススを活用することにより、

保健所と医療機関、あるいは他の自治体の保健所が、特定の感染者についての情報を

リアルタイムに共有することが可能となります。

加えて、

クラスター発生に関(かん)する

積極的疫学調査についての情報は、

施設の所在地の保健所と

電子ファイル等により、

迅速に情報共有しております。

今後とも、医療機関も含め、

緊密な情報の共有に努めてまいります。

青木 博子

公明

代表

三

(質問の事項及び要旨)

二 ウイズコロナの中小企業支援と第六波への備え
万全に

(三) 第六波への備え

エ 罹患者に対する速やかな支援体制の構築

【要旨】

北区の第六波への備えについて六点伺う。

罹患者に対する速やかな支援体制について

青木 博子

公明

代表

三

二(三)エ

次に、罹患者(りかんしゃ)に対する速やかな支援体制についてです。

第六波に向けては、

第五波への対応を通じて構築した体制に加えて、

医療機関からの報告を受けてから

感染者への最初の連絡、

いわゆるファーストタッチまでの時間短縮をはじめ、

健康観察、遠隔診療、食料配布等の体制の強化に

取り組んでおります。

特に、在宅療養体制につきましては、

先進的に構築してきた、

北区版地域包括ケアシステムを活用し、

訪問看護師による健康観察や

北区医師会の協力によるオンライン診療、

訪問看護、訪問診療等による医療体制を強化し、

急な症状変化に適切に対応するとともに、

(後頁へ続く)

青木 博子

公明

代表

三

(前頁から続く)

中和抗体薬療法による、早期からの治療の実施により、在宅療養者を迅速的確に支援する体制を構築します。

また、食料配布等の生活支援につきましても、保健所や

東京都自宅療養者フォローアップセンターによる対応に加えて、食品小売りや訪問介護の事業者とともに、迅速な食料調達と自宅配送を行う体制を構築し、自宅療養者が大幅に増加した際にも対応可能な支援体制を重層的に構築してまいります。

青木 博子

公明

代表

三

(質問の事項及び要旨)

二 ウイズコロナの中小企業支援と第六波への備えを万全に

(三) 北区の第六波への備えについて

カ 学校、保育園等の対策について

(ア) ワクチン接種に関する情報の周知、未接種者への配慮について

青木 博子

公明

代表

三

二(三)カ(ア)

次に、学校、保育園での対策についてのうち、接種に関する情報の周知と、未接種者への配慮についてです。

新型コロナウイルス感染症の

ワクチン接種については、十二歳以上の方に接種が可能となって以降、中学生と小学校六年生の保護者向けには、一斉配信メールを使い、ワクチン接種の勧奨を行っております。

また、学校に対しては、夏休みの終了や緊急事態宣言の延長などの機会を捉え、感染対策の呼びかけを行うことと合わせ、体質などによりワクチンが接種できない人や、接種を望まない判断があることについて、児童・生徒の発達段階に応じて指導するよう伝えております。

今後も、様々な機会を捉えて、情報の周知とともに、未接種者への配慮にも取り組んでまいります。

青木 博子

公明

代表

三

(質問の事項及び要旨)

二 ウイズコロナの中小企業支援と

第六波への備えを万全に

(三) 北区の第六波への備えについて

カ 学校・保育園等の対策について

(イ) オンライン授業の取組推進状況について

【要旨】

北区の第六波への備えについて

学校・保育園等の対策、学年閉鎖等の場合の

オンライン授業の取組と進捗状況についてうかがう。

青木 博子

公明

代表

三

二(三)カ(イ)

次に、学年閉鎖等の場合の

オンライン授業の取組と進捗状況について

お答えします。

夏季休業明けの九月の学校再開時においては、

感染を心配して登校できない児童・生徒に対して、

学習面においては、

教科書やドリルなどの補助教材に加え、

北区が独自に導入したe(イー)ライブラリや

スタデイサプリー等の、オンライン教材を活用し、

家庭学習に取り組む単元を指示するとともに、

取り組み状況が確認できるサイトで

学習状況を把握しました。

併せて教室の授業の様子を配信した学校もあります。

また、新型コロナウイルスの感染者が発生し、

学年・学級閉鎖をした学校の中には、

(後頁へ続く)

青木 博子

公明

代表

三

(前頁から続く)

試行錯誤しながら

担任がオンライン授業に取り組んだ例もありました。

このような実践事例をはじめ、

区内外でオンライン授業に

積極的に取り組んでいる教員を講師とした研修を

全教職員を対象に実施し、

適切な指導内容・授業展開・配慮事項など

オンライン授業の手法等について

研究と準備を進め、

第六波に備えてまいりたいと考えています。

青木 博子

公明

代表

三

(質問の事項及び要旨)

二 ウイズコロナの中小企業支援と第六波への備えを万全に

(三) 北区の第六波への備えについて

カ 学校、保育園等の対策について

(ウ) 修学旅行や宿泊を伴う行事について、今年度の状況と取組を伺う。

青木 博子

公明

代表

三

二(三)カ(ウ)

次に、修学旅行や宿泊を伴う行事の
今年度の状況と今後の取り組みについてです。

修学旅行については、春に実施予定だったところは、
すべて秋か冬に延期をしました。

その中で、九月に実施予定だった一校が
中止となりましたが、十月に一校、十一月には
二校がすでに実施しております。

また、小学校六年生の日光高原学園は、夏休みに
実施予定だったものを、最終学年であることを考慮し、
二月・三月に延期して実施の予定としています。

一方で、まん延防止等重点措置や

緊急事態宣言の期間となった九月までの間に
実施予定だった小学校四年生の移動教室、
小学校五年生の自然体験教室の一部、
中学校一年生の岩井臨海学園は中止となりましたが、
緊急事態宣言が明けた十月からは、

(後頁へ続く)

青木 博子

公明

代表

三

(前頁より続く)

小学校五年生の自然体験教室を実施しております。

なお、中学校二年生の

イングリッシュキャンプについては、

今年度は十二月・一月に実施する予定です。

青木 博子

公明

代表

三

(質問の事項及び要旨)

三 超高齢化時代に向けて「今、取り組むこと」

(一) 高齢者あんしんセンターの一層の周知と機能強化
ア 平成十八年から現在までの基本委託料の変化はどうか

イ 今後の基本委託料増額について伺う

【要旨】

高齢者あんしんセンターは委託型十六か所で運営されており、設置状況は様々で、事務所や相談スペースが狭く改善が必要などところもある。基本的な委託料は保健師社会福祉士・主任ケアマネジャーの三職種をベースに積算されている。平成十八年の設置当時に比べると要介護認定率が高くなる後期高齢者の割合が伸びている。地域ケアシステムの中核を担うあんしんセンターの果たす役割と業務量は大きくなっており、あんしんセンターの機能強化が必要であり、そのためには現状に見合った人と予算を増やすことが必要である

青木 博子

公明

代表

三

三(一) アイ

次に、超高齢化時代に向けて「今、取り組むこと」について、順次お答えします。

はじめに高齢者あんしんセンターの一層の周知と機能強化についてです。

平成十八年の介護保険法改正により

区が設置することとなった地域包括支援センターは、北区では高齢者あんしんセンターと呼び、

北区の地域包括ケアシステムを担う中核機関として高齢者の総合相談をはじめとする機能を担っています。

一か所あたりの基本委託料については

委託を始めた平成十九年当時のままですが、

委託開始後、高齢者人口の増加を見ながら

高齢者あんしんセンターを整備し、

機能の充実を図ってきました。

平成二十八年に地域振興室と担当地域を同じくする

再編を行った後は、

(後頁へ続く)

青木 博子

公明

代表

三

(前頁から続く)

高齢者あんしんセンター数に変更はなく、
高齢者数に応じて委託料を加算しています。

しかし、近年の後期高齢者の増加、
虐待案件をはじめとする困難事例の増加や
問題の複雑化などを踏まえると、

高齢者あんしんセンターが担う業務の質や量の変化に
応じたものとする必要があると認識しています。

今後も「長生きするなら北区が一番」の実現に向け、
高齢者あんしんセンターの周知と
さらなる機能充実に努めてまいります。

青木 博子

公明

代表

三

(質問の事項及び要旨)

三 超高齢化時代に向けて「今、取り組むこと」

(一) 認知症予防対策について

これから迎える超高齢社会では、誰もが認知症になる可能性があり不安が大きい。

北区認知症施策推進計画には、認知症支援や共生の取り組みは詳細に記載されているが、「予防」についての取り組みが少ない。

文京区ではデジタルツールによる「脳の健康度測定」を導入し認知症予防に繋がっている。

認知症の早期発見・早期治療・予防のために、六十代からの認知症検診事業や認知症予防プログラムの拡充について、区の見解を問う。

青木 博子

公明

代表

三

三(二)

次に、認知症予防対策についてです。

北区では、地域や家庭の中で

役割をもって活動し続けることや、

生涯にわたる健康づくりに取り組むことが、

認知症の予防や進行抑制に繋がるとの考えから、

認知症予防対策として、

身近に通える社会参加や活動の場の充実などに

取り組んでいます。自身認知機能の状態を把握し、

生活習慣を改めることも、

認知症の予防に繋がると考えられます。

文京区では、東京都の「認知症検診事業」を活用し、

脳の健康を考えるきっかけづくりとして

「脳の健康度測定」を今年度より実施していますが、

この事業では、認知機能検査の結果判定を医師が行い、

「認知機能障害の疑いあり」の判定となった場合は、

専門医療機関につなげるほか、

(後頁へ続く)

青木 博子

公明

代表

三

(前頁から続く)

医師や認知症初期集中支援チームなどの専門職が、定期的に受診状況の確認や訪問を行うなど、事業実施にあたっては、

医師会をはじめとした関係機関の

ご理解・ご協力が欠かせないものとなっています。

ご提案の認知症早期発見・治療・予防のための六十代からの認知症検診事業や

認知症予防プログラムの拡充につきましては、

医師会等のご意見も頂きながら、

導入自治体の効果等を調査・研究してまいります。

青木 博子

公明

代表

三

(質問の事項及び要旨)

三 超高齢化時代に向けて「今、取り組むこと」

(三) 後見人制度について

社会福祉協議会では、「今から考える、古い支

度」講座を開催している。このような講座をあんしんセンター単位で開催し周知と利用拡大を図ること。

任意後見人制度の後見人の報酬についても一部補助を行うなど。区の見解を求める。

【要旨】

一人暮らし高齢者や認知症の人の増加に伴い、成年後見人・市民後見人の必要性が重要となっている。今回は、任意後見人制度について問う。

仮に、高齢者が財産を所有していて、自分自身の希望する介護等に資産を使いたいと思っても、認知症で判断能力が失われると不動産の売買は難しくなる。認知機能が低下しても希望どおりに資産を活用できるようにするためには、任意後見制度、家族信託など健康で元気なうちに高齢者自身が生涯を見通した将来設計を立てることが必要である。(以下、質問内容)

青木 博子

公明

代表

三

三(三)

次に、後見制度についてお答えします。

任意後見制度は、本人が十分な

判断能力があるうちに、あらかじめ、

任意後見人となる方に委任する事務の内容を

公正証書による契約で定めておき、

本人の判断能力が不十分になったのち、任意後見人が委任された事務を本人に代わって行う制度です。

東京家庭裁判所の資料では、令和二年十二月時点で

北区の任意後見人の利用者は十二名です。

任意後見人の報酬については、

任意後見契約の中で取り決めることから、

報酬額の状況は把握しておりませんが、

報酬への助成については、近隣区においても

実施していない状況です。

任意後見制度を利用することは、自分の意思を

十分に生かして老後を過ごすことに繋がりますので、

(後頁へ続く)

青木 博子

公明

代表

三

(前頁から続く)

広く周知することが必要です。

各高齢者あんしんセンターでは、ふれあい交流サロンや家族介護者教室を実施しています。

このなかで、終活(しゅうかつ)や
古い支度(おいじたく)についての話とともに、
後見制度についての情報提供を行っています。

また、北区社会福祉協議会では、
令和元年度にみずべの苑(その)
高齢者あんしんセンターの
家族介護者教室において、地域住民を対象に
任意後見制度の説明会を開催しました。

高齢者の老後の備えに対する関心は高く、
引き続き、老後への不安解消や
高齢者自身が生涯を見通した将来設計を図られるよう
任意後見制度にかんする講座を開催するなど、
周知と利用拡大に努めてまいります。

青木 博子

公明

代表

三

(質問の事項及び要旨)

四 防災・減災・国土強靱化で地域防災力の強化を

(一) 国土強靱化地域計画について

【要旨】

計画の位置付、策定のメリットと進捗状況は。

また、区で想定している被災規模と国土強靱化地域計画に反映させる克服すべき目標及び個別事業は。

例えば、岸町などの崖地、志茂や十条の木密地域、都市計画道路、大規模水害等の対策。

青木 博子

公明

代表

三

四(一)

次に、防災・減災・国土強靱化で地域防災力の強化を
にかんする質問にお答えします。

まず、国土強靱化地域計画についてです。

国土強靱化地域計画は、

国土強靱化基本法第十三条に基づく計画であり、
北区基本計画との整合を図りながら、

区の強靱化にかんする施策を総合的かつ計画的に
推進していくための指針となるものです。

本計画の策定により、

本区における強靱化の取組を加速すると同時に、

国は、令和四年度以降の交付金等について、

国土強靱化地域計画に明記された事業に対し、

重点配分や優先採択を行うとしていることから、

強靱化の推進に向けた財源確保が

期待できるものと考えております。

策定にあたっては、本年六月に検討会を設置し、

(後頁へ続く)

青木 博子

公明

代表

三

(前頁から続く)

国の国土強靱化基本計画や、東京都の国土強靱化地域計画との調和を図りつつ、いかなる災害が発生しようとも人命の保護を最大限に図ることなどを目標に、大きな被害が想定されている首都直下地震や荒川の氾濫による大規模水害、過去に本区において発生した、中小河川の氾濫による都市型水害など、あらゆる災害を想定したうえで、必要な対策について検討を行っております。お示しいただいた、崖地対策、木造住宅密集地域の解消、都市計画道路の整備等の個別事業につきましては、強靱化に必要であると考えており、本計画に反映させてまいります。なお、詳細につきましては、本定例会の所管委員会でご報告させていただく予定です。

青木 博子

公明

代表

三

(質問の事項及び要旨)

四 防災・減災・国土強靱化で地域防災力の強化を

(一) 高台まちづくり

【要旨】

昨年十二月、国交省と東京都は空中通路や公園高台化などで住民が避難できる「高台まちづくり」を北区を含む七区をモデル地区にして取り組むことにした。

北区は「北区大規模水害を想定した避難行動基本方針」で水平避難を基本としている。浮間地域は、荒川と新河岸川に挟まれ、避難に利用できる橋は三本しかない。内二本は板橋区に通じている。例えば、新河岸川を挟む浮間三丁目と赤羽北二丁目に空中通路を設置。民間マンション間を繋ぐ連絡通路やマンション開発に合わせ避難スペースの設置を誘導。王子の新庁舎・まちづくりでは、王子駅等と歩行者用デッキでつなぐなどの構想を検討しては如何か。

北区の「高台まちづくり」の取組について見解を伺う。

青木 博子

公明

代表

三

四(二)

次に、高台まちづくりのご質問にお答えします。
昨年十二月に策定された

「災害に強い首都東京形成ビジョン」では、
荒川沿川（えんせん）七区を対象に

大規模水害に備えた様々な方策を

検討・実施することにより、

命の安全と最低限の避難生活水準を確保し、
さらには浸水区域外への避難を可能とする
高台まちづくりに取り組むこととしております。

具体的には、

国、東京都及び七区で構成する

「高台まちづくり推進方策検討ワーキンググループ」
を設置し、北区では、

浮間地区と王子駅周辺地区をモデル地区とし、
まずは低地部にお住いのみなさまが

区内の高台へ円滑に避難できる方策について

検討を始めております。

(後頁へ続く)

青木 博子

公明

代表

三

(前頁から続く)

区といたしましては、

「大規模水害を想定した避難行動の基本方針」

に基づくソフト対策を積極的に進めつつ、

ハード対策である

ご提案の新河岸川の空中通路や

新庁舎建設を契機とした歩行者用デッキの整備など

高台への避難経路の確保や

避難スペースの設置について、

ワーキンググループの場などを通じて

研究してまいります。

青木 博子

公明

代表

三

(質問の事項及び要旨)

四 防災・減災・国土強靱化で地域防災力の強化を

(三) コミュニティタイムラインについて

【要旨】

足立区では、小台・宮城地区の六つの町会・自治会が、大規模水害時に地域から逃げ遅れによる犠牲をゼロにするため、各町会・自治会のやるべき防災行動を事前に定めたコミュニティタイムラインを作成した。台風接近の二日前・前日など「いつ・だれが・何をするか」を明確に定めた計画となっている。地域の力を共助として、より確かなものとしていくためにもコミュニティタイムラインは有効であることから、「大規模水害を想定した避難行動の基本方針」を基にコミュニティタイムラインの早期モデル事業の開始を求める。

青木 博子

公明

代表

三

四(三)

次に、コミュニティタイムラインについてです。
現在、区では

マイ・タイムライン普及リーダー育成講習会並びに
マイ・タイムライン作成講座を開催し、
主に個人やご家族の方が、
水害発生が懸念される状況において
事前にどのように行動したらよいかを考えていただき、
いざという際、円滑に避難することができるよう
支援を行っております。

普及リーダー育成講習会に参加された
町会・自治会長や役員の方等からは

「お住いの方に対し、避難の呼びかけ等を行
うタイミングを地域で共有できるとよい」といった
意見が寄せられるなど

区民の方々のコミュニティタイムラインに対する
作成意欲が高まってきているものと認識しております。

(次頁へ続く)

青木 博子

公明

代表

三

(前頁から続く)

区といたしましては、現在策定を進めている大規模水害避難行動支援計画において、タイムライン作成のうえで重要な要素となる自力で避難行動をとることが難しい方への支援の時期や方法等にかかる検討に一定の目途がついた段階で、先行自治体の取り組みを参考に特定の地区を対象としたモデル実施を行うなどコミュニティタイムラインの作成に着手したいと考えております。

青木 博子

公明

代表

三

(質問の事項及び要旨)

五 路上喫煙禁止地区の拡大

(一) 区内全域において、屋外での喫煙・ポイ捨ての禁止、望まない受動喫煙の防止に、一層の取り組みを求める。

【要旨】

平成二十年六月、路上での喫煙・ポイ捨てを禁止し、綺麗で安全な北区の街を作ることを目的に「東京都北区路上喫煙の防止等に関する条例」が制定された。十三年が経過しているが条例が浸透せず、守られていない状況が散見される。平成三十年には、健康増進法の改正が行われ、令和二年四月より全面施行されている。区内全域において、屋外での喫煙・ポイ捨ての禁止、望まない受動喫煙の防止に、一層の取り組みを求める。

青木 博子

公明

代表

三

五(一)

次に路上喫煙禁止地区の拡大についてお答えします。

まず、区内全域における

屋外での喫煙・ポイ捨ての禁止・

望まない受動喫煙の防止に一層の取組みを求めることについてです。

区では、条例制定後、指定喫煙場所の環境改善や

民間施設を利用した屋内指定喫煙所の設置助成などを行うとともに、巡回指導の強化や

駅周辺の町会・自治会の皆さまを中心に歩きたばこ防止・ポイ捨て防止キャンペーンを

実施するなど、ハード・ソフト両面から

様々な取組みを着実に行ってまいります。

しかし、改正健康増進法や

東京都の受動喫煙防止条例が施行されるなか、

(後頁へ続く)

青木 博子

公明

代表

三

(前頁から続く)

区民の受動喫煙に対する意識が高まり、
より一層の対応が求められております。

区としましては、条例制定の目的を達成するため、
これまでの取組みを充実させるとともに、
喫煙者には受動喫煙に対する配慮をお願いし、
喫煙者、非喫煙者が共存できるよう努めてまいります。

青木 博子

公明

代表

三

(質問の事項及び要旨)

五 路上喫煙禁止地区の拡大

- (一) 赤羽一番街周辺の現状について区の見解を伺う
- (二) 赤羽駅エリアの路上喫煙禁止地区について赤羽一番街など赤羽小学校を含む周辺区域に拡大すること
- (三) 赤羽駅エリアの路上喫煙禁止地区について赤羽一番街など赤羽小学校を含む周辺区域に拡大すること

【要旨】

特に、赤羽一番街周辺では環境が悪くなっている。赤羽小学校周辺にも吸い殻が散乱し、店舗の外に設置されている灰皿での路上喫煙者が多く、登下校の児童が受動喫煙の被害にあう状況が広がっている。この現状について区の見解を伺う。

赤羽駅エリアの路上喫煙禁止地区について赤羽一番街など赤羽小学校を含む周辺区域に拡大することについて強く要望する。

青木 博子

公明

代表

三

五(二)(三)

次に赤羽一番街周辺についてお答えします。

赤羽小学校を含む赤羽一番街周辺については、路上での喫煙にかんする苦情やご意見が

増加しており、庁内関係部署による

横断的な対応を行っております。

しかし、ご指摘のとおり

さらなる対策が必要であると認識しております。

そのため、赤羽駅エリアの

路上喫煙禁止地区の拡大につきまして、

今後、現地調査を行ったうえで、

地元の町会・自治会や商店街など関係機関と

意見交換を行い、検討してまいります。

青木 博子

公明

代表

三

(質問の事項及び要旨)

五 路上喫煙禁止地区の拡大

(四) 赤羽駅周辺を重点地区に指定し、警察と共に取り締まりを行うことについて区の見解を伺う

【要旨】

さらに当初より禁止地区に指定されていた赤羽駅周辺については、路上喫煙防止条例の重点地区に指定し、警察と共に取り締まることはできないか。区の見解を伺う。

青木 博子

公明

代表

三

五(四)

最後に、現在の禁止地区への重点地区指定についてお答えします。

重点地区指定については、過料を徴収する場合の公平性や人員の確保など、指定後の運用に課題もあることから、慎重な判断が求められると考えております。

区としましては、今後も、路上喫煙防止条例の周知・徹底に努めるとともに「望まない受動喫煙を生じさせないこと」を趣旨とする改正健康増進法や東京都の受動喫煙防止条例を踏まえながら、快適で住みよい生活環境の形成に向け、北区にふさわしい対策をさらに検討してまいります。